

資料

注解・国連国際債権譲渡条約 (3)

—UNCITRAL 総会報告書をもとに—

池田真朗

北澤安紀

国際債権流動化法研究会

目次

まえがき

タイトル及び前文

第1章 適用範囲

 第1条～第4条…………… (以上前々号)

第2章 総則

 第5条～第7条

第3章 譲渡の効果

 第8条～第10条…………… (以上前号)

第4章 権利、義務及び抗弁

 第1節 譲渡人及び譲受人

 第11条～第14条

 第2節 債務者

 第15条～第21条

 第3節 第三者

 第22条～第25条…………… (以上本号)

[注] 草案条文 A/CN. 9/466, ANNEX. 1 についての2000年6月の UNCITRAL 総会報告書が [A/55/17] であり、草案条文 A/CN. 9/486, ANNEX. 1 についての2001年6月の UNCITRAL 総会報告書が [A/56/17] である。その他の解説については前々号「まえがき」を参照されたい。

第4章 権利、義務及び抗弁

第1節 譲渡人及び譲受人

[第11条 譲渡人及び譲受人の権利及び義務]

1. 譲渡人と譲受人の合意から生ずる相互の権利及び義務は、当該合意に引用された規則又は一般条項を含め、その合意中で定める条件により決定される。
2. 譲渡人及び譲受人は、合意した慣習及び、別段の合意がある場合を除き、譲渡人と譲受人との間で確立されたあらゆる慣行に拘束される。
3. 国際的譲渡においては、譲渡人及び譲受人は、別段の合意がある場合を除き、国際取引において広く知られ、特定の種類の譲渡又は特定の種類の債権の譲渡の当事者に通常遵守されている慣習を黙示にその譲渡に適用したものとす。

※ 草案第13条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

1. 譲渡人と譲受人との間の合意から生ずる権利及び義務は、当該合意に引用された規則又は一般条項を含め、その合意中で定める条件により決定される。
2. 譲渡人及び譲受人は、合意した慣習及び別段の合意がある場合を除き、譲渡人と譲受人との間で確立されたあらゆる慣行に拘束される。
3. 国際的譲渡においては、譲渡人及び譲受人は、別段の合意がある場合を除き、国際取引において広く知られ、特定の「債権によるファイナンス」実務の当事者に通常遵守されている慣習を黙示にその譲渡に適用したものとす。

※ 草案第13条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/55/17]

159. 当事者自治は第1項において広く確認されているという事実に鑑み、当事者は、その当事者間において常に、取引に接合する形で（条約とは）別の合意をすることができる。その結果、「別段の合意」という文言は不要であるとされた。また、

そのような文言は、同様の規定である国連売買条約第 9 条第 1 項にはこの文言が含まれないため、解釈に関する疑問を生じ得るとも指摘された。しかし、委員会は、この問題は十分に明快にされているとし、取引に関する別の方法での言及は不明確性をもたらしかねないことから、「別段の合意」という文言を残すことに合意した。

160. 第13条を当事者の相互の権利及び義務に制限した以上は、第5項において、同様の規定である国連売買条約（第9条第2項）の文言から離れる理由は存在しなくなり、したがって、当事者が知っていることまたは知りうべかりしことに関する言及は第三者にとっていかなる問題も生じないと注意された。しかし、委員会は、第5項は現状の方式で申し分ないと合意した。

161. 議論の後、委員会は第13条の実質的内容について変更なく承認し、起草部会に付託した。タイトル、前文、そして第6項(c)号についての最終的判断については留保し、委員会は第3項における「債権による資金調達」という用語に関する決定を延期した (para. 184 参照)。

[A/56/17]

177. 委員会は、草案第13条（最終第11条）を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第12条 譲渡人の表明]

1. 譲渡人と譲受人との間で別段の合意のない限り、譲渡人は譲渡契約締結時に次の事項を表明する。
 - (a) 譲渡人が譲渡する権利を有すること
 - (b) 譲渡人がこれまで他の譲受人に債権を譲渡したことがないこと
 - (c) 債務者が抗弁又は相殺権を有さず、今後とも有しないであろうこと
2. 譲渡人と譲受人との間で特段の合意のない限り、譲渡人は債務者が支払い能力を有するか、又は有するであろうことは表明しない。

※ 草案第14条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

※ 草案第14条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/55/17]

163. 委員会は第14条の実質的内容について修正することなく承認し、起草部会に付託した。第1項(a)号は、債権が存在しない又は法的制限を受ける場合に譲渡人は

譲渡する権利を有さないから、債権の存在に関する全ての表明をカバーするのに充分であると広く感ぜられた。また、当事者自治と草案第12条第1項と第22条第2項によって十分カバーされていることから、譲受人の現実の又は擬制の合意を伴わない通知後の原因契約の不変更に関する表明や、譲渡人から譲受人に対する独立の担保又は他の担保の権利の移転に関する表明を追加することは必要でないということも全般的に合意された。

[A/56/17]

179. 委員会は、草案第14条（最終第12条）を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第13条 債務者へ通知する権利]

1. 譲渡人と譲受人との間で特段の合意のない限り、譲渡人、譲受人又はその双方は、債務者に譲渡通知及び支払指示を送付することができる。ただし、通知が送付された後は、譲受人のみがその指示を送付することができる。
2. 前項に規定する合意に反して送付された譲渡通知又は支払指示は、第17条の適用上、当該違反を理由として無効とされない。ただしこの条の規定は、当該違反によって生じた損害に関する当事者の義務又は責任に影響を及ぼさない。

※ 草案第15条（A/CN. 9/466, Annex. 1） 上記最終正文と同じ

※ 草案第15条（A/CN. 9/486, Annex. 1） 上記最終正文と同じ

[A/55/17]

165. 委員会は、草案第15条（最終第13条）を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[A/56/17]

181. 委員会は、草案第15条（最終第13条）を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第14条 支払請求権]

1. 譲渡人と譲受人との間で別段の合意がない限り、かつ譲渡通知が送付されたか否かにかかわらず、譲受人は次の権利を有する。
 - (a) 譲渡された債権に関する支払が譲受人に対してされる場合、その譲渡された債権に関する proceeds 及び返却された物品を保持する権利
 - (b) 譲渡された債権に関する支払が譲渡人に対してされる場合、その債権に関する proceeds の支払に対する権利及び譲渡人に返却された物品に対する権利
 - (c) 譲渡された債権の支払が譲受人が優先権を有する第三者に対してされる場合、その債権に関する proceeds の支払及び第三者へ返却された物品に対する権利
2. 譲受人は、債権に関する権利の価値以上のものを保持することができない。

※ 草案第16条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

※ 草案第16条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

[A/55/17]

167. 委員会は、第16条を修正することなく、実質的な内容について承認した。条文草案が、返却された物品を含んだ、proceeds を適切に網羅するものであること、そして、proceeds の定義は第24条および第26条との関連で再検討されるべきであるということについて同意がなされた。

[A/56/17]

183. 委員会は、草案第16条（最終第14条）を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

第2節 債務者

[第15条 債務者保護の原則]

1. この条約に別段の定めのない限り、譲渡は、債務者の同意なしに、原因契約に定められた支払方法を含む債務者の権利及び義務に影響を及ぼさない。
2. 支払指示は、債務者が支払をするべき者、住所又は口座を変更することができる。ただし、次の変更は許されない。

(a)原因契約で定められる支払通貨の変更

(b)原因契約で定められた支払をするべき国から債務者が所在する国とは異なる国への変更

※ 草案第17条（A/CN. 9/466, Annex. 1） 上記最終正文と同じ

※ 草案第17条（A/CN. 9/486, Annex. 1） 上記最終正文と同じ

[A/55/17]

169. 支払をなす国の変更、とりわけ、債務者が所在する国への変更でさえ、債務者の同意を要するかどうかという点につき、委員会は考慮した。第2項(b)号は、外国の譲渡人の国での支払に代わって、債務者の国での支払をなすというような、債務者にとって同意し易い多くの典型的な場合を網羅するには十分であるということが述べられた。また、このようなアプローチは合理的な実務（とりわけ、国際ファクタリング契約）を適切に反映させたものであり、条約はそのような実務において疑問が生じるようなことは避けるべきである、との指摘もなされた。加えて、条約は、債務者が外国での支払を好むというような大変特別な場合まで、記述する必要はないとの指摘がなされた。他方で、支払をなす国のあらゆる変更は、債務者の同意に服するべきであるとの意見も述べられた。というのは、債務者は原因契約において外国での支払を合意することに合理的理由が存在する可能性があるからである。加えて、譲受人および債務者は合意によって支払をなす国を変更することは許容されるべきであるのならば、支払通貨の変更をも同様であるべきであるとの見解が述べられた。譲受人と債務者間の合意については条約の範囲から逸脱するものであるとの理解に基づき、委員会は、第2項に関する変更は必要ではないとの立場を決した。

消費者保護

170. 第17条から導きだされる一つの原理は、条約が消費者たる債務者の法的立場を貶めるような影響を企図したものではないということである、という点が着目された。また、その一般原則は、以下のような条項からの反映でもある。すなわち、第1条第2項（債務者が締約国に所在するか、債権を規律する法律が締約国の法律であるという場合でない限り、条約は債務者の法的立場に影響を与えるものではない、というもの）、改訂された第9条（条約は第9条で列挙されているもの以外に、法律によって課された譲渡制限に影響することを企図したものではない、というこ

とを明らかにしたもの)、第19条(条約以外の法律のもとで債務者の債務を免責することを債務者に許容したもの)、第20条(無関係の契約から生じた相殺の権利および通知時には取得不可能であった相殺の権利を例外として、債務者の抗弁および相殺の権利を維持したもの)、第21条および第23条(消費者保護法について明示したもの)、第22条(譲受人の擬制同意をもって、通知の後でさえも、原因契約の変更を許容したもの)、である。

171. 以下の見解が表明された。疑義が生じることを避けるために、上述のような理解は、第17条において明示されるべきであるというものである。消費者保護立法は、国家的次元および超国家的次元の双方における公共政策を反映するものであり、この条約はそれにつき干渉をすることはできないし、また、すべきでもない、と述べられた。消費者たる債務者は、通常、自身の利益を保護するためのバーゲニングパワーを有しない、という事実に基づいて、こういった立法はそのような消費者たる債務者の保護を目指したものである。そして、強行法規的性質であるがゆえに、当事者の合意によって免れることが可能なものではない。加えて、消費者の黙示の合意を含んだ条項は、地域的格差を撤廃するような国際的合意のもとで制定された法の諸規範によって禁止された不当条項として解釈される余地がある。以下の文言は第17条に付け加えるものとして提案された(A/CN. 9/472, P. 10)。

「この条約は、個人的、家族的又は日常的な目的のためになされた取引における債務者の保護を規律する、債務者が所在する国の法律を害するものではない」。

172. 上述の提案に対して、反対の意見が持ち上がった。それによれば、提案された修文は、条約草案は既に消費者たる債務者の利益を保護する適切なる条項を含んでいるものであるから、不必要である、という。さらに、提案された規定ぶりは解釈に疑義を差し挟む余地を与えるだけでなく、不明瞭または人為的な理由で譲渡の効力を否定する方向に裁判所を差し向けるようなことにさえなる、そして、このような結果は消費者信用の利用可能性やコストに悪影響を及ぼし得るものである、という指摘がなされた。他方で、上述に反映された立場の相違はさほどのものではないとの指摘がなされた。そのような脈絡から、以下のような提案がなされた。第17条の規定ぶりは、以下のことを明らかにするものであるべきである。すなわち、債務者が所在する国における消費者保護法制のもとで原因契約の一部廃止や変更が許容されない場合には、条約草案はこの原因契約を変更し又は一部廃止することを消費者たる債務者に許容しない、ということである。この提案には幾つかの支持が表

明されたものの、この問題については再検討を要するという理解から、委員会は、当初の第17条（最終第15条）を実質的内容に関して承認し、これを起草部に付託した。

部分的譲渡の場合における債務者の法的地位

173. 部分的譲渡に関する単数又は複数の通知が行われた場合における債務者の法的地位についての議論を、委員会は、債務者関連の条項を検討する機会まで延期することとした（para. 20 参照）。この問題は、第17条において扱われるべきであるとの見解が表明されたが、委員会では、これを検討する時間的な余裕がなかった（paras. 180 and 185 参照）。

[A/56/17]

185. 委員会は、草案第17条に消費者保護に関する新たな項を挿入するため、いくつかの提案を検討した。とりわけ次のようなものであった。「本条約は、個人的、家族的又は日常的な目的の必要のためになされる取引の当事者の保護を規律する法に優先するものではない」（A/CN. 9/491, para. 40 参照）。または「本条約は、消費者として原因契約を締結し、又は、それを修正するような債務者の所在地法により権限が認められるものに優先して、債務者に権限を認めるものではない」。「本条約は、個人的、家族的又は日常的な目的で締結される取引（に対する当事者）（における当事者）の保護を規律する（特定の）法律のもとでの、譲受人および債務者の権利および義務に影響を与えない」。

186. このような規定の必要性に関して疑問が提示されたが、委員会は条約草案が消費者の保護に関する法の名の下で予定される権利および義務を変更する目的を持たないという原則は、対象となる法文において考慮されるべきであると考えた。その上、この問題が債務者保護の枠を出て、草案第4条および草案第6条で取り扱われるべきことを確認することで一致した。修文に関しては、消費者の常居所を考慮することが提案された。草案第5条(h)号がこの点で十分に明確であることが指摘された。消費者保護の問題を草案第4条において検討する点を了解した上で、委員会は草案第17条（最終第15条）を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。委員会はまた、草案第21条および草案第23条において消費者保護を考慮する必要はもはやないと考えた。

[第16条 債務者の通知]

1. 譲渡通知又は支払指示は、その内容が債務者に通知されることが合理的に期待される言語でされた場合は、債務者によって受領された時に効力を有する。譲渡通知又は支払指示が原因契約の言語による場合には、前段の言語でされたものとする。
2. 譲渡通知又は支払指示は、通知後に生ずる債権に関するものも許容される。
3. 後続譲渡の通知は、あらゆるそれ以前の譲渡の通知となる。

※ 草案第18条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

※ 草案第18条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

[A/56/17]

16. ある意見によれば、譲渡の通知はもっぱら原因契約の言語でなければならないとする。しかし、多くの代表は、一項の用語のように、柔軟に、通知の言語が債務者によって理解されるものであると合理的に考えられるものを許容する方が好ましいと判断した。議論の後、委員会は第18条（最終第16条）を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第17条 債務者の支払による免責]

1. 債務者は、譲渡通知を受けるまでの間、原因契約に従った支払により免責される。
2. 債務者は、譲渡通知を受領した後は、第3項及び第8項に従い、譲受人に対する支払によってのみ免責される。ただし、譲渡通知又はその後の譲受人による書面であって債務者がこれを受け取ったものに別段の指示がある場合は、当該指示に従った支払による。
3. 債務者が同一譲渡人による同一債権の単一譲渡に関する二以上の支払指示を受け取った場合には、債務者は支払前に譲受人から受け取った最後の支払指示に従う支払により免責される。
4. 債務者が同一譲渡人による同一債権の二以上の譲渡に関する通知を受け取った場合には、債務者は、最初に受け取った通知に従う支払により免責

される。

5. 債務者が一又は複数の後続譲渡の通知を受け取った場合には、債務者は、最後の後続譲渡についての通知に従う支払により免責される。
6. 債務者が一又は複数の債権における部分又はその全体についての支配権に関する譲渡通知を受け取った場合には、その通知又は債務者が通知を受け取っていないものとするこの条に従った支払により免責される。債務者が通知に従って支払をした場合には支払われた部分又は全体についての支配権の範囲でのみ免責される。
7. 債務者が譲受人から譲渡通知を受けた場合には、債務者は第一譲渡人から第一譲受人への譲渡及び全ての中間の譲渡に関する適切な証拠を合理的な期間内に求めることができる。譲受人がこれを提出しないときは、債務者は、譲受人からの通知を受けなかったものとしてこの条に従った支払により免責される。適切な証拠には、譲渡人が作成した書面であって譲渡が行われたことを示すものを含むが、これに限るものではない。
8. この条の規定は、支払を受け取る権限のある者、管轄権を有する裁判所若しくはその他の機関又は公的な供託機関に対する支払により債務者が免責される他のいかなる事由にも影響を及ぼさない。

※ 草案第19条（A/CN. 9/466, Annex. 1）

1. 債務者は、譲渡通知を受けるまでの間、原契約に従って支払うことにより免責される。債務者が譲渡通知を受領した後は、第2項から第6項に従って、債務者は譲受人に対する支払いによってのみ免責されるか、あるいはもし別の請求が債務者に対し譲渡通知においてなされ、あるいは譲受人による書面において後に伝達された場合にはこの請求に従うことによって免責される。
2. 債務者が同一譲渡人から、同一債権の複数の譲渡の通知を受領した場合には、債務者は受領した第一通知に従って支払うことによって免責される。
3. 債務者が同一譲渡人による同一債権の単一譲渡に関する複数の支払請求を受領した場合には、債務者は支払前に譲受人から受け取った最終支払請求に従って支払うことにより免責される。
4. 債務者が一つ又は複数の後続譲渡の通知を受領した場合には、債務者は

そのような後続譲渡についての最終通知に従って支払うことによって免責される。

5. 債務者が譲渡通知を譲受人から受領した場合は、債務者は譲受人に合理的な期間内に譲渡が行われたことの適切な証明を提出するよう要求することができ、譲受人が証明しない場合には、債務者は、譲渡人に支払うことによって免責される。適切な証明は、譲渡人が作成した書面で譲渡が行われたことを示す書面を含むが、これには限られない。
6. 本条は、支払を受領する権限のある当事者、管轄権を有する裁判所又は他の機関もしくは公的な供託機関への債務者の支払により債務者が免責される他のいかなる免責事由にも影響を及ぼさない。

※ 草案第19条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

[A/56/17]

19. 第2項に関して、債務者が支払をする前に、実際に譲渡が行われたか、そしてそれが有効であるか判断しなければならないかとの疑問が出た。これに対して述べられたところによれば、作業部会は、そのような疑問は実務において提起されておらず、また条約草案においても扱われていなかったとの理解に基づいて、既にこれを承認している、というものだった (A/CN. 9/456, para. 192 及び A/CN. 9/466, paras. 128 and 131 参照)。同様に、債務者に通知する業務について十分に知識を持つ者は、大概において真の譲受人であると述べられた。加えて、債務者に譲渡無効のリスクを負わせることは適切であり、また、現行の国内法に一致するとの指摘がなされた。

20. 第6項に関しては、これが債権の部分的譲渡に関する実務を妨害するとの懸念が表明された。その懸念に対する返答として、この項を削除する提案がなされた。この提案は反対された。すなわち、第6項はこの部分的譲渡を無効とするのではなく、単に、債務者がこの譲渡の通知に同意しなかった場合に、譲受人はそれ以外の手段 (たとえば、草案第26条第2項に従って、資金調達取引を構成することによって) を通じて支払を確保しなければならないことを規定していると評価した。さらに次の点が指摘された。第6項が削除された場合には、債務者が何人もの譲受人に支払わなければならないことによる余分な出費に関する問題が、債務者に補償を要求する権利を与えることによって、解決されなければならないというものである。その点に関しては、作業部会がこの解決案を既に検討し、これを採択しないと決定

したことが想起された。むしろ、義務を創設するのではなく、また、譲渡人、譲受人又は債務者がしなければならないことを規定するという方法によらずに、債務者を十分に、しかし、柔軟に保護するために、第6項は採択された（A/CN. 9/491, para. 19 参照）。

21. 第7項については、いくつかの懸念が表明された。まず、第7項は後続譲渡が二重譲渡と組み合わされた場合（たとえば、Aが債権をBに譲渡し、Bがその債権をDに譲渡し、Aが同じくその債権をCに譲渡し、Cがその債権をEに譲渡したというような場合）を十分にとり扱うものではない、というものである。しかしながら、大方の受けとめ方としては、第7項は、第4項及び第5項と関連付けられることによって、十分なものとなるというものであった。一方、債務者が要求された適切な証拠を受け取るのを待っているのに支払が請求可能になった場合において、第7項は支払債務が猶予（suspended）されるのか、あるいは、債務者は不履行となり、かつ、利息を支払う責任を負うのかどうかを明確にしていなかった。これに対しては、作業部会が条約草案においてこの問題を明示的に扱わないことを決定したことが思い出された。なぜなら、支払債務が一時停止されることを明白に言明することは不正行為を助長する恐れがあるからであり、そしていずれにしろ、利息に関係のある問題は統一に適さないからである（A/CN. 9/466, paras. 126-128 及び A/CN. 9/456, para. 189 参照）。他方では、以下のことが指摘された。債務者が必要な情報を受け取り、かつその結果として行動する時間を有する前に、支払が請求可能となり、その結果、債務者が何らの不安もなく支払による免責を実行できない場合、支払債務は一時停止するであろうことが第7項には暗に含まれているということである。さらに、第7項は次のような前提に基礎付けられていることが強調された。すなわち、そのような場合においては、債務者は、第8項のもとで、様々な方法で（たとえば、裁判所又は供託機関に支払を実行することによって）その債務を免れることができるというものである。この点は条約草案の注釈において実質的には明確にし得ることが合意された。

22. 第7項は、債務者が譲受人の提出した証拠を誤って評価した場合には債務者を保護しない、となることについて、懸念が表明された。いくつかの代表はこの懸念に賛同したものの、通知が譲渡人、又は、譲渡人の承諾を得た譲受人によってなされることを要求することによって、この問題は解決され得ることが合意された。譲渡人とは無関係に債務者に譲渡を通知する譲受人の権利というものが、条約草案の

主要な特徴の一つである以上、このようにすることは、この草案において根本的かつ容認し難い変更となるという指摘が述べられた。議論を経て、委員会は、草案第19条(最終第17条)を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第18条 債務者の抗弁及び相殺]

1. 譲受人の債務者に対する譲渡される債権の支払に関する請求について、債務者は、譲受人に対し、原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から生ずるすべての抗弁及び相殺の権利であって、譲渡がなされなければ譲渡人から請求されたときに主張し得るものを主張することができる。
2. 債務者は譲受人に対し、譲渡通知を受け取った時に主張することができる他のいかなる相殺権を主張することができる。
3. 前二項の規定にかかわらず、債務者は、譲受人に対し、第9条又は第10条に基づき債務者が譲渡人に対して主張することができる譲渡人の譲渡をなす権利を制限するいかなる合意の違反に関する抗弁及び相殺の権利を主張することができない。

※ 草案第20条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

1. 譲受人の債務者に対する譲渡される債権の支払に関する請求について、債務者は、譲受人に対し、原因契約又は同一の取引の一部である他の契約から生ずるすべての抗弁及び相殺の権利であって、譲渡人から請求された場合に主張し得るものを主張することができる。
2. 債務者は譲受人に対し、譲渡通知を受け取った時に主張することができる他のいかなる相殺権を主張することができる。
3. 前二項の規定にかかわらず、債務者は、譲受人に対し、第11条に基づく債務者が譲渡人に対して主張することができる譲渡人の譲渡をなす権利を制限するいかなる合意の違反に関する抗弁及び相殺の権利を主張することができない。

※ 草案第20条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 同上

[A/56/17]

24. いくつかの国の法律では、譲渡が有効である場合には、債務者はすべての相殺

権を失うという事が述べられた。このような結果を避けるために、第1項の文末に、「譲渡がなされなければ」という語句を加えることが合意された。

25. 各国の opt-out によってその適用を排除することができないように、草案第20条の中に草案第30条の実質的な内容を組み込むべきであるということが提案された。この提案を支持するものとして以下の見解が述べられた。融資者にとっては、融資者の権利や債務者の相殺権はいかなる内容のものであるのかを知ること、あるいは少なくとも、それらの権利内容を確定するためにいかなる国の法律が参照されるのかということを知ることが重要であると。この提案は反対された。すなわち、草案第30条の規定は、実質法の条文としてふさわしいものではなく、従って opt-out 条項にそのまま従わせるべきであると指摘された。さらに、次の指摘もなされた。草案第20条の中に第30条に類似した規定を組み込むということは、本条草案をいたずらに複雑にするであろう。というのも、草案第32条、草案第33条に規定された公序や強行法規といった例外を草案第20条の中で、また繰り返さなければならないだろうからである。

26. 第2項は、草案第19条第6項に関連づけられるべきであるとの見解が表明された。あらゆる適切な目的のためになされた債権の一部譲渡の通知が有効であるか否かの決定を債務者に委ねるためである。この点についての作業部会の決定を想起して (A/CN. 9/486, para.19 参照)、委員会はこのアプローチでは既存の実務をいたずらに混乱させると考えた。草案第19条第6項に示された規則は、追加費用の危険から債務者を保護する必要性、すなわち草案第20条第2項では生じない必要性によって正当化されたものであると述べられた。

27. 草案第11条第1項に示された規則を繰り返す本条第3項において、草案第12条を参照することが提案された。この点および上記 para. 24 で述べられた点を変更し、委員会は、草案第20条（最終第18条）を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第19条 抗弁及び相殺権の放棄の合意]

1. 債務者は、署名のある書面により、譲渡人との間において、前条に基づき主張することができる抗弁及び相殺の権利を主張しないことを合意することができる。この合意により、債務者は譲受人に対して当該抗弁及び相

殺する権利を主張することができない。

2. 債務者は次の抗弁を放棄することができない。

(a) 譲受人側の詐欺的行為により生じる抗弁

(b) 債務者の制限能力に基づく抗弁

3. 第 1 項の合意は、債務者が署名した書面による合意によってのみ変更することができる。変更の譲受人に対する効果は、次条第 2 項により決定される。

※ 草案第21条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

1. 債務者は、その署名のある書面により、譲渡人との間において、前条に基づき主張することができる抗弁及び相殺の権利を主張しないことを合意することができる。ただし、債務者の所在する国における、個人的、家族的又は日常的な目的の取引について債務者を保護する法律の適用を妨げない。この合意により、債務者は譲受人に対して当該抗弁及び相殺する権利を主張することができない。

2. 債務者は次の抗弁を放棄することができない。

(a) 譲受人側の詐欺的行為により生じる抗弁

(b) 債務者の制限能力に基づく抗弁

3. 第 1 項の合意は、債務者が署名した書面による合意によってのみ変更することができる。変更の譲受人に対する効果は、次条第 2 項によって決定される。

※ 草案第21条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 同上

[A/56/17]

29. 委員会は草案第21条 (最終第19条) を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

[第20条 原因契約の変更]

1. 譲渡通知前の譲受人の権利に影響を与える譲渡人と債務者との間の合意は、譲受人に対して効力を有し、譲受人は、変更された権利を取得する。

2. 譲受人の権利に影響を与える譲渡人と債務者との間の譲渡通知後に締結された合意は、次の場合を除き譲受人に対し効力を有さない。

(a) 譲受人が同意した場合

(b) 当該債権の履行が完全に終了していない場合において、原因契約により変更することができるとき又は原因契約の内容に照らし合理的な譲受人であれば変更合意するとき

3. 前二項の規定は、譲渡人又は譲受人の合意の違反から生じる権利に影響を及ぼさない。

※ 草案第22条（A/CN. 9/466, Annex. 1）

1. 譲渡通知前の譲受人の権利に影響を与える譲渡人と債務者との間の合意は、譲受人に対して効力を有し、譲受人は、変更された権利を取得する。

2. 譲渡通知後の譲受人の権利に影響を与える譲渡人と債務者との間の合意は、次の場合を除き譲受人に対し効力を有さない。

(a) 譲受人が同意した場合

(b) 当該債権の履行が完全に終了していない場合において、原因契約により変更することができるとき又は原因契約の内容に照らし合理的な譲受人であれば変更合意するとき

3. 前二項の規定は、譲渡人又は譲受人の合意の違反による権利に影響を及ぼさない。

※ 草案第22条（A/CN. 9/486, Annex. 1） 同上

[A/56/17]

31. 委員会は草案第22条（最終第20条）を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

[第21条 支払の返還]

債務者は、譲受人に対し、原因契約の履行についての譲渡人の過失によっては、譲渡人又は譲受人に支払った金銭の返還を求めることができない。

※ 草案第23条（A/CN. 9/466, Annex. 1）[前渡金の返還]

債務者の所在する国における、主として個人、家族又は家庭的目的の取引における債務者を保護する法律の適用及び第20条の下での債務者の権利を妨げることなく、譲渡人の原因契約を履行するにあたっての過失は、債務者に

対し、債務者が譲渡人又は譲受人に支払った金銭を譲受人から返還する権利を与えない。

※ 草案第23条 (A/CN. 9/486, Annex. 1)

債務者は、譲受人に対し、原因契約の履行についての譲渡人の過失によっては、譲渡人又は譲受人に支払った金銭の返還を求めることができない。ただし、債務者の所在する国における、個人的、家族的又は日常的な目的の取引について債務者を保護する法律の適用を妨げない。

[A/56/17]

33. 委員会は草案第23条 (最終第21条) を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

第3節 第三者

[第22条 競合する権利に関する準拠法]

この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、かつ次条及び第24条の規定に従ったうえで、譲渡人が所在する国の法律は、競合する権利の主張者の権利に対する、譲渡される債権における譲受人の権利の優先性を規律する。

※ 草案第24条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) [他の当事者]

この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、第25条及び第26条の規定に従い、譲渡人が所在する国の法律は、次の事項を規律する。

(a) 譲渡債権における譲受人の権利の範囲および以下の者の譲渡債権において競合する権利に関する譲受人の優先権

(i) たとえその債権が国際的な債権でなくかつその譲受人に対するその譲渡が国際的な譲渡でなくとも、同一譲渡人からの同一債権を譲り受けた別の者

(ii) 譲渡人の債権者

(iii) 倒産管財人

(b) 前号に挙げられた、譲渡債権の proceeds におけるこれらの者の権利の存在またはその範囲、及びかような人々の競合する権利に関する proceeds における譲受人の優先権

- (c) 法律の施行によって債権者は譲渡人の他の財産におけるその権利の結果、譲渡債権における権利を有するか否かということ、及び譲渡債権におけるそのようなあらゆる権利の範囲

※ 草案第24条（A/CN.9/486, Annex.1）

1. この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、次条及び26条の規定に従い、

- (a) 競合する権利主張者の権利に関して、譲渡人が所在する国の法律は、次の事項を規律する。

(i) 譲渡される債権の譲受人の権利の特性及び優先権

(ii) その譲渡がこの条約により規律される債権である proceeds における譲受人の権利の特性および優先権

- (b) 競合する権利の主張者の権利に関して、以下で説明される proceeds における譲受人の権利の特性及び優先権は、次の事項により規律される。

(i) 銀行勘定にいて又は証券仲介人を通じて保有されない金銭又は流通証券の場合、当該金銭又は証券の所在する国の法律

(ii) 証券仲介者を通じて所有される投資証券の場合、当該証券仲介者の所在する国の法律

(iii) 銀行預金の場合、当該銀行の所在する国の法律

[(iv) その譲渡がこの条約により規律される債権の場合には、譲渡人が所在する国の法律]

- [(c) 前号に掲げる proceeds における競合する権利主張者の権利の存在及び特性は、この項に規定する法律によって規律される。]

2. この条及び第31条のために、権利の特性とは次の事項である。

(a) 権利が、人的権利であるか、物的権利であるか。

(b) 権利が、負債又はその他の義務の担保であるか否か。

[A/56/17]

35. 第1項(b)号および(c)号は、実体法の問題と手続法の問題を同時に提起するものであることが言及された。第一の問題は、預金勘定の場合における優先関係の問題についての準拠法に関して、普遍的に承認される結論の欠如に関わる問題である。銀行（または口座）の所在地についての合意に至る困難もまたもたらしている。第二点に関しては、以下のことを留意することが重要である、すなわち草案第24条が、

現在、ハーグ国際私法会議によって作成されている、証券の処分行為の準拠法に関する条約草案において従われるべき手続に適合している必要性があるという点である。この点につき以下のことが指摘された。正当な仲介者の所在地に基礎付けられるアプローチ (PRIMA) が、ハーグ会議における審議から見て一般的に承認される結論とみなされる。しかし、いまだ最終決定をみていないハーグ会議の条文と合致するような条文について合意に至ることは、非常に困難であるということも指摘された。また、いかに (b) 号および (c) 号が重要であっても、ハーグ会議でのこの点についての明確化は時間のかかるものであり、委員会による条約草案の採用を明らかに遅れさせるおそれがあることもまた確認された。従って、金融機関が proceeds に関する優先権を確保するためには草案第26条に依拠する必要があるという指摘がなされた。流通証券の形式による proceeds に関する優先関係の規則については、以下のことが合意された。すなわち、預金勘定および有価証券における優先関係の問題についての準拠法に関わる規則がないために、第1項(b)号(i)の文言にそった規則に基づいて合意に至り得るとしても、第1項(b)号(i)は債権から生じる最も典型的な proceeds を考慮するには不十分であろうというものである。議論の末、第1項(b)号および(c)号は削除することが望ましいとの合意がなされた。

36. 第1項(a)号(ii)は意見対立の対象となった。ある意見によれば、(ii)は以下の点に鑑みて削除され得るものであるという。すなわち、いずれにせよ、これは債権者の最も典型的な proceeds、すなわち預金勘定、流通証券および有価証券を含まないからである。別の見解によれば、本条は有益であって維持されるべきであるとされる。議論を経て、委員会は第1項(a)号(ii)は草案第24条より削除され得るとして、草案第26条での代置については後に検討することとした (para. 45 参照)。

37. 第2項に関しては、次のような懸念が表明された。すなわち、その文言を理由として、優先権の問題と無関係な問題につき、譲渡人の所在地法を誤って参照する恐れがあるというものである。これを改善するために第2項の削除が提案された。この提案は、第2項の対象とされる問題が生じる得る点、およびそれが優先関係の紛争の場合に非常に適切に証明されることを理由に反対された。この点を十分明確にするために、第5条(g)号(「優先権」の定義)において、本条第2項の主要な考えが再構成されるべきであるとの提案がなされた。この提案には次のような理解から十分な支持が表明された。すなわち、これは、第2項で対象とされる問題が適用されるべき優先権を決定するために適切であるとされる範囲においてのみこの問題

が譲渡人の所在地法によって規律されるべきであるということを明確にするものである、という理解である。議論の末、第1項(a)号(ii)、(b)号、(c)号、そして第2項の削除、草案第26条に第1項(a)号(ii)を組み入れる可能性の検討および草案第5条(g)号において本条第2項の内容を考慮することを条件として、委員会は草案第24条（最終第22条）を実質的内容に関して承認し、草案5条(g)号と本条を起草部に付託した（草案第5条(g)号の変更については、paras. 149 and 162 参照）。

[第23条 公序及び強行法規]

1. その条項の適用が法廷地国の公序に明らかに反する場合に限り、譲渡人が所在する国の法律の規定の適用を拒否することができる。
2. 準拠法いかにかわらず、法廷地国又は第三国の強行法規は、譲渡人が所在する国の法律の規定の適用を妨げてはならない。
3. 前項の規定にかかわらず、譲渡人が所在する国とは異なる国において開始された倒産手続において、法廷地国の法律のもとで法律上当然に生じる優先的権利及び当該法律により倒産手続における譲受人の権利に対する優先権が与えられる優先的権利は、第22条の規定にかかわらず、優先権を与えられる。国は、この優先的権利を特定する宣言をいつでも寄託することができる。

※ 草案第25条（A/CN. 9/466, Annex. 1）[公序及び優先的権利]

1. 裁判所その他の権限ある機関は、その条項が明らかに法廷地国の公序に反する限り、譲渡人が所在する国の法律の規定の適用を拒否することができる。
2. 譲渡人が所在する国とは異なる国において開始された倒産手続において、法廷地国の法律の下で生ずる法定の優先的権利及びその国の法律の下での倒産手続において譲受人の権利に優先する地位が与えられる優先的権利は、第24条の規定にかかわらず、優先権を与えられる。国は、かかる優先的権利を特定する宣言をいつでも寄託することができる。

※ 草案第25条（A/CN. 9/486, Annex. 1） 同上

[A/56/17]

39. 次のような懸念が表明された。すなわち、「明らかに（manifestly）」という文

言は、裁判所またはその他の権限ある機関が法廷地国の公序に反する準拠法規定の適用を拒絶する可能性を不当に減退させる、というものである。この懸念を払拭するために、この文言を削除するという提案がなされた。しかしながらこの削除提案は反対された。この文言は、公序に関する諸例外が厳格な方法で解釈されるべきこと、および、第1項は法廷地国の本質的重要性を帯びた問題に関する例外的事例においてのみ引き合いに出されるべきこと、を確保するために必要である、ということとは多くの賛同をえた。また、「明らかに・・・反する」という文言は、今日、UNCITRAL 国際倒産モデル法（第6条参照）のように国際的な文言として頻繁に用いられている、ということが認められた。

40. 第1項において、法廷地国の公序に明らかに反するというべきものは、準拠法の規定の適用であって、その規定自体ではない、ということを確認することが提案された。また、次のことを正当に指摘することで第2項を明確にすることが提案された。すなわち、この項で述べられる規定を除いて、準拠法と無関係に適用可能な法廷地国またはその他の国の強行法規は、そもそも、譲渡人の所在地法における優先規定に取って代わり得ない (A/CN. 9/489/Add.1, para. 40 参照)。これら修正を受けて、委員会は草案25条（最終第23条）を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

[第24条 proceeds に関する特則]

1. proceeds を譲受人が受け取った場合において、譲渡される債権における当該譲受人の権利が譲渡される債権について競合する権利の主張者の権利に対して優先するときは、譲受人は、それらの proceeds を保持することができる。
2. proceeds を譲渡人が受け取った場合において、次のいずれも満たすときには、譲受人のそれらの proceeds に対する権利は、譲受人の権利がその権利の主張者の譲渡される債権についての権利に優先するのと同一の限度において、当該 proceeds について競合する権利の主張者の権利に対して優先する。
 - (a) 譲渡人が、譲受人から、譲受人のために proceeds を保持するべき指図に基づき proceeds を受け取ったとき

(b) 譲渡人の保持する proceeds が、現金又は証券から成る proceeds のみのための分離預金口座又は証券口座のように、譲渡人の資産から分離されかつ合理的に特定されて保持されるとき

3. 前項の規定は、proceeds に対して相殺権を有する者の優先権、又は合意によって創出され、債権に関する権利に由来しない権利を有する者の優先権に影響を及ぼさない。

※ 草案第26条（A/CN. 9/466, Annex. 1）

1. もし譲渡債権の proceeds が譲受人によって受領されるならば、譲受人は譲渡債権における譲受人の権利が第24条(a)号に述べられた人々の譲渡債権につき競合する権利より優先する限りにおいて、これらの proceeds を保持する権利が与えられる。
2. もし譲渡債権の proceeds が譲渡人によって受領されるならば、それら proceeds における譲受人の権利は、第24条(a)号に述べられた人々のこの proceeds につき競合する権利よりも優先する。譲受人の権利がこれらの人々の譲渡債権における権利よりも優先するのと同様な限り（以下の場合）において、
 - (a) 譲受人が、譲受人の利益としてその proceeds を保持することを譲受人から請求されたことに基づいて受領した場合。また、
 - (b) その proceeds が、譲受人へ譲渡された債権からの現金収入のみを含む別個の供託金勘定のケースのように、譲受人の利益として別個に譲渡人によって保持され、かつ譲渡人の財産から合理的に特定し得る場合。

※ 草案第26条（A/CN. 9/486, Annex. 1）

1. proceeds を譲受人が受け取った場合において、譲渡される債権における当該譲受人の権利が譲渡される債権について競合する権利の主張者の権利に対して優先するときは、譲受人は、その proceeds を保持することができる。
2. proceeds を譲渡人が受け取った場合において、次のいずれも満たすときには、譲受人のその proceeds に対する権利は、譲受人の権利が競合する権利主張者の譲渡される債権についての権利に優先するのと同様の限度において、当該 proceeds について競合する権利の主張者の権利に対して優先す

る。

- (a) 譲渡人が、譲受人から、譲受人のために proceeds を保持すべき指図に基づき proceeds を受け取ったとき
- (b) 譲渡人の保持する proceeds が、譲受人に譲渡された債権からの現金受入のみのための分離預金口座のように、譲渡人の資産から分離されかつ合理的に特定されて保持されるとき

[A/56/17]

42. 草案第26条は、現金支払とそれ以外の支払を別に扱い、かつ proceeds という概念および資産の追及という概念に馴染みがない、現行国内法を不当に害しないかという懸念が表明された。そのような法に従えば、譲渡人に対する支払は譲渡人の財産の一部になるだろうし、譲受人はその支払に基づいて所有権を請求し得ない。解決としては、草案第26条に対して制限条項を予定することが提案された。しかし、この提案は多くの代表者によって反対された。その理由としては次のようなものであった。つまり、草案第26条は、当事者が当該文言によって提供される保護を利用するためにある一定の方法にて取引を構成することを選択した、というような場合にのみ適用可能な特別な規定を提示している。このような規定は、国内法の特別法と大差ないものであり、証券化取引や非公開の送り状割引取引において当事者に役立ち得る。これらの取引は、世界中に広く用いられた実務であり、また、当事者により多くの信用をより廉価な費用で取得することを可能とするものである。同様に次のことも認められた。現金を他の proceeds と区別して扱う方法で規定を立案することは、次のことを前提としている。つまり、厳密に言うところの現金と、たとえば、預金勘定中の現金または有価証券勘定の現金、更には、流通証券と有価証券が明確に区別されうるという前提である。このことは今日の経済界では容易なことではない。

43. 元来の担保として、証券上の権利を持つ有価証券の仲介者と、proceeds として、証券上の権利を持つ条約草案のものと譲受人間における優先権をめぐる紛争は、草案第26条又は正当な仲介者の所在地アプローチ (PRIMA) がとられることで結果が異なりうるということが述べられた。また一方で、元来の担保として、預金口座に対する担保権またはそれに対して相殺する権利を持つ預金機関と、proceeds として、預金口座に対して権利を主張する譲受人間、また同様に、本来の担保としての預金口座または有価証券の譲受人と、譲渡された債権の proceeds としてその口座に

対する権利を主張する譲受人間においても、優先権をめぐる紛争という同じ問題が提起されうると指摘された。この問題の解決のために、草案第26条第3項に以下のような文を付け加える提案がなされた。

「本条2項は、合意に基づく権利を有する人又は相殺する権利を有する人の、債権から生じていない権利の優先権は何ら影響を受けない。」

44. この提案は、十分な支持を得た。と同時に、以下の文が、代案として提出された。

「2項は、本条約外の法に従った、債権から生じない権利で、(i) proceeds の上に合意による担保権を有する人の（権利）、又は、(ii) 有償での合意による proceeds の譲受人の（権利）、又は、(iii) proceeds に対して相殺する権利を有する人の（権利）は、譲受人の優先権との関係で何ら影響を受けない。」

45. この二つの提案の違いに対する疑問の返答として、実質的な内容において両者は同じであるという見解が示されたが、二番目がより明確であると判断した。形式に関しては、第2項(b)号において、有価証券及び有価証券の口座について表示する参照文を含める提案がなされた。この修正と上記の提案の方向で新しい項を草案第26条に含めるという条件付きで、委員会は草案第26条（最終第24条）を実質的な内容に関して承認し、起草部に付託した。

[第25条 順位の放棄又は譲渡 (Subordination)]

優先権を持つ譲受人は、何時でも、一方的な意思表示又は合意により、現在又は将来の譲受人のためにその優先権を放棄又は譲渡することができる。

※ 草案第27条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

※ 草案第27条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文と同じ

[A/56/17]

47. 委員会は草案第27条（最終第25条）を実質的な内容に関して承認し、起草部に付託した。

(以下次号)